

発議第 3 号



令和 8 年 3 月 18 日

かすみがうら市議会議長 来栖 丈治 様

提出者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

賛成者 かすみがうら市議会議員

設楽 健夫
佐藤 文雄
岡 崎 勉

かすみがうら市新消防庁舎東消防署の建設位置の変更に関する要請決議

上記の議決を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

別紙

かすみがうら市新消防庁舎東消防署の建設位置の変更に関する要請決議

次のとおり、かすみがうら市新消防庁舎東消防署の建設位置について、下記の理由により、現在の東消防署に変更するため要請決議するものである。

記

1. 新消防庁舎東消防署の建設位置については、学校・図書館・コミュニティセンター等の教育施設が集中しており、学校入口から、お年寄りや子ども達が多数行き交い、スクールバスをはじめ、施設利用者の交通安全環境を悪化させること。
2. 県道が学校の教室に面しており、サイレン等が静かな教育環境を悪化させること。
3. 建設予定地からの定点調査が行われ、プール脇駐車場で75デシベルの音響が測定されているにもかかわらず、学校教育環境に大きな影響はないとして、緊急車両のサイレン音の実態調査が行われていないこと。
4. 現在の東消防署敷地は、道路沿い50m、奥行き90mが確保されており、同敷地内に新たに東消防署を建設した場合、訓練棟を含めても十分確保できる。

以上